

外国人労働者に関する正しい理解を！

～不法就労・不法滞在防止に御協力ください～

＜警備第一課・生活安全企画課＞

◆ 不法就労外国人とは

日本に滞在する外国人は、「**在留資格**」が必要です。

不法就労外国人とは、日本国内に不法に滞在して働いたり、在留資格で認められている以外の活動（資格外活動）を行い、報酬を得ている外国人のことをいいます。

◆ 不法就労は次のような場合です

① 不法滞在者が働く場合

(例) ○ 密入国した人や在留期限が切れた人が働く

② 出入国在留管理庁から就労許可を受けずに働く場合

(例) ○ 観光や知人訪問の短期滞在目的で入国した人が働く
○ 留学生が許可を受けずにアルバイトをする

③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働く場合

(例) ○ 調理師として働く許可を受けた外国人が、工場等で労働者として働く
○ アルバイト等の許可を受けた留学生が、決められた時間（原則週28時間の上限）を超えて働く



◆ 不法就労は事業主にも罰則があります



不法就労外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰対象になりますので、外国人を雇用する際の身分確認は確実に行ってください。

外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していないなどの過失がある場合には、処罰を免れません。

《雇用できない外国人を雇った場合：不法就労助長罪》

3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金（又はこれを併科）

◆ 外国人を雇用する際には在留カードの確認を！

○ 在留管理制度について

日本に中長期にわたり適法に在留する外国人については、「在留カード」が交付され、“住居地の新規及び変更の届出”や“その他の記載事項の変更届出”などが義務付けられています。

○ 「在留カード」とは

制度の対象となる外国人（中長期在留者）に対し、在留に係る許可に伴って交付されるカードで、『在留資格』、『就労制限の有無』、『資格外活動許可』等が記載されており、就労できるかどうかの判別を容易に行うことができます。

○ 在留カード

(表)

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD
 氏名 TURNER ELIZABETH
 生年月日 1985年12月31日 性別 女 F、国籍・地域 米国
 住居地 東京都千代田区麹町1丁目1番1号麹町パークハウス202号
 在留資格 留学
 就労制限の有無 就労不可
 在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日)
 許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局長) MOJ
 このカードは 2018年10月20日まで有効です。

「就労制限の有無」欄を確認

(裏)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

資格外活動許可欄
 許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く
 在留期間更新等許可申請欄
 在留資格変更許可申請中

「資格外活動許可」欄を確認



※ 令和8年6月14日から在留カードとマイナンバーカードが一つになった『特定在留カード』の運用が開始となり（取得は希望者のみ）、それに合わせ、在留カードについても券面の記載事項が変更されます。

○ 交付の対象、非対象となる方の例

対象：日本人と結婚している方、日系人の方、企業等で働いている方、技能実習生、留学生、永住者 など

非対象：旅行者、外交官、不法滞在者 など



◆ 偽造在留カードの流通に注意！

近年、偽造技術の向上により、精巧な偽変造在留カードが流通しています。

同種事案は、全国各地で発生していますので、在留カードの特徴をよく理解するとともに、出入国在留管理庁が提供する

- 在留カード等読取アプリケーション
- 在留カード等番号失効情報照会

を活用するなどして、在留カードが有効なものか否かを確認してください。

